

日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、行政書士徽章（以下「徽章」という。）及び補助者章に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則に用いる用語の意義は、次のとおりとする。

- 一 第2章における会員とは、行政書士会の行政書士である会員をいう。
- 二 第3章における会員とは、行政書士の使用人である行政書士又は行政書士法人の社員若しくは使用人である行政書士を除く行政書士会の会員をいう。

第2章 徽 章

(徽章の着用)

第 3 条 会員は、徽章を会員の身分を象徴するものとして認識し、行政書士業務を行うときは、常にこれを着用しなければならない。

- 2 徽章の形状及び制式は、別記様式第1によるものとし、実物見本を日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）に保管する。

(徽章の交付)

第 4 条 行政書士会は、会員に連合会が調製した徽章を交付する。

- 2 徽章は、有償とする。

(徽章着用の制限)

第 5 条 会員は、業務の停止の処分を受けた期間には、徽章を着用してはならない。

(徽章の再交付)

第 6 条 会員が、徽章を紛失または破損したときは、速やかにその旨を行政書士会に届出て、徽章の再交付を受けなければならない。

- 2 徽章の再交付を受けようとする者は、実費を納付しなければならない。
- 3 前項の額は、行政書士会において定める。

(徽章の譲渡等の禁止)

第 6 条の2 会員は、交付を受けた徽章を行政書士以外の者に譲渡又は貸与をしてはならない。行政書士でなくなった後も、また同様とする。

第3章 補助者章

(補助者章の着用)

第 7 条 会員は、その補助者に対し、補助者章を補助者の身分を象徴するものとして認識させるとともに、補助業務を行わせるときは、常にこれを着用させなければならない。

- 2 補助者章の形状及び制式は、別記様式第2によるものとし、実物見本を連合会に保管する。

(補助者章の交付)

第 8 条 行政書士会は、補助者を置いた会員に連合会が調製した補助者章を交付する。

2 補助者章は有償とする。

(補助者章着用の制限)

第 9 条 会員は、業務の停止の処分を受けた場合、当該処分の期間を経過するまで、その補助者に補助者章を着用させてはならない。

(補助者章の再交付)

第 10 条 会員は、その補助者が補助者章を紛失又はき損等したときは、速やかにその旨を行政書士会に届出て、補助者章の再交付を受けなければならない。

2 補助者章の再交付を受けようとする者は、実費を納付しなければならない。

3 前項の額は、行政書士会において定める。

(補助者章の返納)

第 11 条 会員は、その補助者が補助者でなくなった場合、当該補助者に着用させていた補助者章を返却させなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 5 年 4 月 2 2 日から施行する。

2 この規則施行の際、現に会員である者が、第 2 条第 2 項で定める徽章の交付を求める場合は、第 3 条第 2 項の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 6 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、本規則第 2 条第二号にいう会員が、現に補助者である者に対する第 7 条第 2 項で定める補助者章の交付を求める場合は、第 8 条第 2 項の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 3 1 年 4 月 2 4 日から施行する。

※ 別記様式（行政書士徽章様式・補助者徽章様式）は省略します。